

砂利採取法第16条の規定に基づく採取計画の認可申請書及び添付書類等の作成要領

第1 提出部数、提出先及び提出期限

1 提出部数及び提出先

| 区 分 | 提 出 先 | 提出部数 | | |
|-----------------------------------|---------------------------|------|----|---|
| | | 正本 | 写し | 計 |
| 河川砂利 (1級河川のうち指定区間を除く 区間を除く) | 申請を行う区域を所管する地域 振興局又は支庁 | 1 | 4 | 5 |
| 海岸砂利 | 〃 | 1 | 3 | 4 |
| 海砂利(漁港区域を除く) | 〃 | 1 | 3 | 4 |
| 海砂利(漁港区域内) | 商工労働水産部商工政策課 | 1 | 4 | 5 |
| 陸砂利・山砂利 | 〃 | 1 | 4 | 5 |
| 砂利の洗浄 | 〃 | 1 | 4 | 5 |

(説明)

- (1) 奄美市及び大島郡の海砂利(漁港区域内)、陸砂利、山砂利及び砂利の洗浄については、大島支庁総務企画課に提出すること。
- (2) 当該砂利採取場が所在する市町村の数が2以上の場合は、市町村の数が増加した数だけ提出部数を増すこと。
- (3) 他の関係機関に協議する必要がある場合は、どの都度必要部数を指示するので加算すること。

2 提出期限

採取を開始しようとする日の30日前まで

第2 認可申請書の記載要領

別紙により各項目について、砂利採取計画認可準則(昭和43年10月2日付け43化局第491号建設省河政発第99号)、砂利採取許可準則について(昭和41年6月1日建設省河第83号)等を参照し、下記要領により記載すること。

1 砂利採取場の区域

(説明)

- (1) 河川砂利を採取する場合
()内に、水系名、河川名及び左岸、右岸の地先の別を記入すること。
- (2) 海砂利を採取する場合
()内に、どこの海岸の地先か、又、海岸からの最短距離はいくらかを記入し、面積は国有地の欄に記入すること。
- (3) 陸砂利、山砂利を採取する場所
ア 地目別に実測面積を記入し、その内訳を地目別、地番別、所有者別に、別紙2により示すこと。
イ 別紙2の砂利採取の権原欄は、所有権、賃借権、採取契約等の種別を記入すること。

2 採取をする砂利の種別及び数量

(説明)

砂利の種類別採取予定量とともに、全体の掘さく、又は切土の総量(表土及び廃土石を含む)を記入すること。

なお、この数量は、実測平面図、実測縦断図及び実測横断図から算出されたものとする。

3 採取の期間

(説明)

- (1) 砂利採取場の状況の変化を予測し得る範囲の期間とし、1年以内の期間とすること。
- (2) 砂利採取場と異なる場所に設ける砂利の洗浄施設については、跡地の整備期間を含め2年以内の期間とすること。

4 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(説明)

- (1) 手掘、機械堀の別を()内に記入すること。
- (2) 採取用機械設備及び施設(船舶を含む)
 - ア 掘さく、運搬、洗浄選別、汚水処理等各工程ごとに、機械設備名、名柄、型式、大きさ、台数、能力を記載するとともに、固定施設については、設置の場所及び占有面積を記入すること。
なお、申請書に書ききれない場合は別紙とすること。
 - イ 船舶による採取の場合は、別紙3により記載すること。

(3) 掘さく又は切土をする土地の面積及び深さ

(説明)

- ア 面積は、実測面積に基づき記入すること。
- イ 掘さく深は、認可を受けようとする際の地表面からの最大掘さく深及び平均掘さく深を記入すること。

(4) 従業員数

(説明)

従業員数を、現場及び事務所を合計して記入すること。

5 砂利の採取に伴う災害防止の方法及び施設に関する事項

(説明)

- (1) 河川砂利又は海岸砂利を採取する場合は別紙4の1、海砂利を採取する場合は別紙4の2、陸砂利又は山砂利を採取する場合は別紙4の3の1、別紙4の3の2及び別紙4の3の3により記載すること。
- (2) 陸砂利及び山砂利については、次の要領、基準により記載すること。
 - ア 表土の処理は、表土の除去方法、除去した表土のたい積場所、たい積方法、災害防止方法、利用方法等について記載すること。
 - イ 隣接地及び付近物件の状況を、田、畑、道路、水路、家屋等について具体的に記載するとともに、それらに対する保安距離を記載すること。
 - ウ 掘さく深は、最小掘さく深、最大掘さく深を記載すること。
 - エ 掘さく方法は、使用機器、使用場所、掘さくこう配、土砂崩れの防止方法、廃土石の処理方法等を具体的に記載すること。
 - オ 囲い柵は、設置状況、種別、構造等について記載すること。
 - カ 囲い柵の種類は、有刺鉄線柵、ロープ柵及びビニール板その他とし、設置区分の基準は次のとおりとすること。
 - (ア) 有刺鉄線柵とする場合
 - a 採取作業に際して水溜まりのできる採取場
 - b 沈殿池、選別機など危険物のある採取場、洗浄施設
 - c 人家や公道に近い採取場
 - d 通学路に近い採取場
 - e 採取中にかなりの高低差ができ、転落事故の発生するおそれのある採取場
 - f その他ロープ柵では災害防止が困難と考えられる採取場
 - (イ) ロープ柵とする場合
有刺鉄線柵でなく、ロープ柵で災害防止が図られると考えられる採取場
 - (ウ) ビニール板、鉄線柵その他とする場合
幼児、児童等に対し、有刺鉄線柵では危険と考えられる採取場
 - キ 囲い柵の構造は、有刺鉄線柵の場合は3段以上、ロープ柵の場合は2段以上とすること。

- ク 危険表示板は、設置状況と設置箇所数を記載すること。
 - ケ 採取跡地の処理は、埋戻し用土砂の確保状況、採取跡の利用計画、埋戻し整地等の処理終了予定年月日等を記載すること。
 - コ 採取跡の跡地整備は、認可期間内に終了すること。
- 6 採取した砂利の水切り方法及び設備その他の施設に関する事項
(説明)
別紙5により記載すること。

第3 採取計画に添付する書類の作成要領

砂利の採取計画等に関する規則第3条第2項に規定する書類等は、下記要領により作成すること。

- 1 位置図（陸砂利、山砂利5部、その他1部）
(説明)
位置図は縮尺5万分の1の地図とし、次の事項を表示すること。
 - (1) 砂利採取場の位置（赤色で表示）
 - (2) 採取跡を埋め戻す場合は、埋戻し用土砂採取地及び同地から砂利採取場に至る経路（赤色で表示）
 - (3) 砂利採取場から国道又は県道にいたるまでの砂利の搬出の経路（青色で表示）
- 2 見取図（河川砂利、陸砂利、山砂利5部、その他4部）
見取図には、次の事項を記載すること。
(説明)
 - (1) 砂利採取場の区域（青色で表示）
 - (2) 掘さく又は切土の場所
 - (3) 除去した表土、廃土石の堆積場所
 - (4) 洗浄、選別施設、汚濁水処理施設、排水路その他の各種施設の設置場所
 - (5) 砂利採取場周辺の道路、学校、人家、農地、農業用施設等の存在状況の概略
 - (6) 砂利採取法第29条に基づく標識の設置位置
 - (7) 砂利及び埋戻し用土砂の運送経路（赤色で表示）
- 3 掘さく又は切土に係る実測平面図、実測横断面図、実測縦断面図（河川砂利4部、陸砂利、山砂利5部、その他4部）
(説明)
必ず実測したものとし、縮尺は500分の1～1000分の1程度を用い、実測年月日、実測者の氏名を明記すること。（海砂利については、海図等により適宜作成する。）
 - (1) 平面図には、次の事項を表示すること。
 - ア 砂利採取場の区域及び隣接地の状況（山林、耕地、原野等の別）並びに周辺の公共物件、保安林、農業用施設等（砂利採取場の区域は青線で表示。）
 - イ 掘さく又は切土の区域（前回までの区域、今回の申請に係る区域、今後の予定区域に区分し、今回の申請に係る区域は赤線で表示。）
 - ウ 囲い柵の設置位置及び種別（採取場出入口の休業時の柵を含む。）
 - エ 危険表示板の設置位置（採取場出入口の休業時の立入禁止表示板を含む。）
 - オ 保安区域を示す赤旗の設置位置
 - カ 砂利採取法第29条に基づく標識の設置位置
 - キ 求積図
 - (2) 実測横断面図、実測縦断面図には、次の事項を表示すること。
 - ア 隣接地の状況（周辺の公共施設、保安林、農地等。）
 - イ 掘さく又は切土の場合の隣接地、公共施設との保安距離
 - ウ 掘さくのこう配
 - エ 掘さくの計画地盤面
 - オ 埋戻し又は整地後の計画地盤面
 - (3) 砂利採取に係る民地が、河川、道路等の公共施設と接する場合は、必ず実測平面図等に官民境界を朱線で明示すること。

- 4 砂利採取法に基づく砂利採取業者の登録通知書の写し（1部）
- 5 業務主任者の監督計画書（1部）
別紙6により作成すること
- 6 砂利採取の権原を示す書面（1部）
 - (1) 自己の土地において砂利の採取を行おうとするとき
 - ア 当該土地に係る登記簿謄本又は全部事項証明書
 - イ 地籍図（地籍図のない場合は字絵図。）
 - ウ 申請地の公図が字絵図や筆界未定の場合は、隣接地主の土地境界に対する確認書又は砂利採取に対する同意書
 - エ 砂利採取場の区域に抵当権が設定されている場合は、砂利採取に対する抵当権者の同意書
 - (2) 他人の土地において砂利の採取を行おうとするとき
 - ア 砂利を採取する旨を内容とする土地所有者、耕作者等と申請者との間の契約書又は同意書の写し
 - イ 当該土地に係る登記簿謄本又は全部事項証明書
 - ウ 地籍図（地籍図のない場合は字絵図。）
 - エ 申請地の公図が字絵図や筆界未定の場合は、隣接地主の土地境界に対する確認書又は砂利採取に対する同意書
 - オ 砂利採取場の区域に抵当権が設定されている場合は、砂利採取に対する抵当権者の同意書
- 7 砂利の採取に関し、他法令の許認可等を必要とする場合は、その許認可書、許認可書の申請書の写し（提出先行政庁の受付印のあるもの。）（1部）
（説明）
例えば次のようなものがある。
 - (1) 河川から取水する場合
河川法に基づく許可書
 - ア 流水の占有（河川法第23条）
 - イ 土地の占有（河川法第24条）
 - ウ 工作物の新築等（河川法第26条）
 - (2) 農地の場合
農地の一時転用許可申請書の写し
 - (3) その他
自然公園法、森林法、砂防法、地すべり等防止法
- 8 砂利採取場において土地の掘さくまたは切土に係る跡地の埋め戻しを行う場合にあつては、埋めもどしのための土砂が確保されていることを示す書面
（説明）
 - (1) 自己の土地において埋め戻しのための土砂等を確保す
自己の土地において埋め戻しのための土砂等を確保する旨を記載した書面及び土地登記簿謄本又は全部事項証明書
 - (2) 他人の土地において埋め戻しのための土砂を確保するとき
土砂等を採取する旨を内容とした土地所有者と申請者との間の契約書等の写し
 - (3) 他から埋め戻しのための土砂等を購入する場合
土砂購入契約書等の写し
- 9 砂利採取場からの砂利の搬出の方法を示した書面（河川砂利、陸砂利、山砂利5部、その他4部）
（説明）
別紙5により砂利採取業者自身が砂利を搬出する場合にとどまらず、砂利採取業者から砂利を購入する者又は運送業者が砂利を搬出する場合を記載すること。
- 10 その他参考となる事項を記載した図面又は書面（1部）
（説明）
例えば私道を通行する場合、その同意書の写し

- 11 陸砂利及び山砂利を採取する場合には、鹿児島県砂利採取計画（陸砂利・山砂利）の認可事務取扱要綱第7条に基づく災害防止及び跡地整備についての連帯保証書（1部）（説明）
別紙7により作成すること。
- 12 陸砂利及び山砂利を採取する場合には、鹿児島県砂利採取計画（陸砂利・山砂利）の認可事務取扱要綱第8条に基づく砂利採取計画認可申請提出書類点検表（1部）
別紙8により作成すること。
- 13 申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）及び事務所に置く業務主任者の誓約書並びに生年月日を証する書面（ただし、改正砂利採取法の施行日（平成27年12月26日）以降、既に当該文書を提出したことが確認できた場合は不要。）

附 則

- この要領は、昭和46年10月2日から施行する。
この要領は、昭和62年6月1日から施行する。
この要領は、平成7年8月1日から施行する。
この要領は、平成19年4月1日から施行する。
この要領は、平成22年4月1日から施行する。
この要領は、平成27年12月26日から施行する。

収入証紙貼り付け欄
(消印を押してはならない)

| | |
|--------|--|
| ※整理番号 | |
| ※審査結果 | |
| ※受理年月日 | |
| ※認可番号 | |

採取計画認可申請書

鹿児島県知事 殿 平成 年 月 日

住 所 (〒)

氏名又は名称及び
法人にあつては
その代表者の氏名 (印)
(TEL : - -)

| | | | |
|-------|-------------|------|-----|
| 登録年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | 登録番号 | 第 号 |
|-------|-------------|------|-----|

砂利採取法第16条の規定により、次のとおり採取計画の認可を申請します。

- 1 砂利採取場の区域
市 町 番地 ほか 筆
郡 村 字 (地先)

| 第2種地 | | 第1種地 (民有地) | | | | | | 合 計 | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--|
| 国有地 | | 田 | 畑 | 山 林 | 原 野 | 雑種地 | | | |
| m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | m ² | |

- 2 採取をする砂利の種類及び数量

| 砂 | 砂 利 | かき込み 砂 利 | ぐり石 (玉石) | 合 計 | 掘さく又は 切土の総量 |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ | m ³ |

- 3 採取の期間
認可の日又は前認可期間満了日の翌日から () 年間

4 砂利採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項

(1) 手掘, 機械掘の別 () 掘

(2) 採取用機械設備及び施設 (船舶を含む)

| | 機械設備 | 銘柄 | 型式 | 能力 | 台数 | 設置場所 | 国有地等 | 民有地 |
|--------|-------|----|-----|----|----|------|------|-----|
| | 及び施設名 | | 大きさ | | | | 占有面積 | |
| 掘削工程 | | | | | | | | |
| 水洗選別施設 | | | | | | | | |
| 場内運搬工程 | | | | | | | | |

(3) 掘さく又は切土をする土地の面積及び深さ

| 掘さく又は切土をする土地の面積 | | | | 掘さく又は切土の深さ | |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|------------|-----|
| 国有地 | | 民有地 | 合計 | 平均深 | 最大深 |
| m ² | m ² | m ² | m ² | m | m |

(4) 従業員数

男 人, 女 人, 計 人

5 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項
別紙4のとおり

6 採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設に関する事項
別紙5のとおり

別紙2

砂利採取場の区域の内訳

| 所在地 | 地番 | 地目 | 面積 (平方メートル) | 所有者 氏名 | 砂利採取 の権原 | 用途 |
|-----|----|----|----------------|-----------|-------------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

(備考)

- 1 1筆ごとに各項目につき記入すること。
なお、面積は実測面積を記入し、実測面積と台帳面積が異なるときは、台帳面積をその上に()で表すこと。
- 2 用途欄には、採取場、洗浄・選別場、砂利の堆積場、汚濁水処理場等の別を記入すること。

別紙4の3の1

砂利の採取に伴う災害防止のための方法及び施設に関する事項（陸砂利，山砂利）

| | | |
|-------|---------------------------------------|--|
| 表土の処理 | 表土の除去 | |
| | 除去した表土のたい積 | |
| 掘さく | 隣接地及び付近物件の状況並びにそれらに対する保安距離 | |
| | 掘さく深 | |
| | 掘さく方法 土砂崩れの防止方法，廃土石の処理方法 その他を含む | |
| | 囲い柵 危険表示板の設置 (構造，設置数等) | |

別紙4の3の2

| | | |
|------------------|--|--|
| 洗 浄 選 別 | 洗 浄 用 水 | |
| | 取水方法, 揚水場所, 取水量等 | |
| | 汚濁水の処理方法 及び施設 | |
| | 処理装置, 沈殿池の設置数, 構造, 大きさ, 使用薬剤等 | |
| | 廃水を排出しよう とする河川の種類, 名称及び場所 | 川水系 市 町 郡 村 川 右岸 左 番地地先 |
| | 排出しようとする 廃水の量 | |
| | 排出しようとする 廃水の水質 | 浮遊物質 最大 p. p. m 平均 p. p. m |
| へドロの処理 | | |

別紙4の3の3

| | | |
|---------|--|--|
| 砂利のたい積 | たい積の場所 | |
| | たい積方法 たい積数量 たい積高等 | |
| 跡地の処理 | 採取跡の処理 法面保護工, 埋め戻し用土 砂 の確保状況, 採取跡の利用 計画, 処理終了年月 日 等 | |
| | 沈殿池跡の処理 (採取跡に同じ) | |
| その他特記事項 | | |

別紙5

採取をした砂利の水切りの方法及び設備その他の施設

| | | | | | |
|-----------------------|---------|--------|----|-------|---------|
| 水 切 | 水 切 場 所 | | | | |
| | 水 切 設 備 | | | | |
| 砂 利 の 搬 出 | 搬出車種名 | 車輛の所有者 | 台数 | 積 載 量 | 1日当たり台数 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | 合 計 | | | |

水切設備の図面

別紙6

業務主任者の監督計画

| | |
|---|---|
| 当該砂利採取場を管理する事務所の名称 | |
| 当該砂利採取場を管理する事務所の所在地 | |
| 業務主任者の氏名 | |
| 当該業務主任者が当該砂利採取場において認可計画に従って砂利採取が行われるよう監督するための計画 | <ol style="list-style-type: none">1 採取計画の作成2 採取の監督3 災害防止に関する教育4 帳簿の記載及び報告5 災害が発生した場合の処理 |

記載要領

- 1 採取計画の作成，変更等について，どんな形で参画するか。
- 2 監督の回数，時間等
- 3 教育の実施方法，回数等
- 4 帳簿の記載，報告の担当者，監督，確認の方法，回数等
- 5 災害発生時の措置はどうするか。

連 帯 保 証 書

鹿児島県知事 殿

連帯保証人 住所又は
事務所所在地

氏名又は名称及び
法人にあつては
その代表者の氏名

連帯保証人 住所又は
事務所所在地

氏名又は名称及び
法人にあつては
その代表者の氏名

下記認可申請者が、この認可申請に係る採取計画に基づき砂利の採取を行うにあたり、砂利採取中及び砂利採取後における災害の防止並びに砂利採取跡地の整備を確実に履行することを、認可申請者と連帯して保証します。

記

- 1 認可申請人
- 2 認可申請地
- 3 採取予定の砂利の種類
- 4 採取予定数量

別紙 8

砂利採取計画認可申請提出書類点検表

申請者名 _____

採取場位置 _____

| | | | |
|---|-------|-------|---|
| I 認可申請書（業務主任者の監督計画を含む）…………… 5 部 | | チェック欄 | ※ |
| II 添付書類 | | | |
| 1 位置図（縮尺 5 万分の 1）…………… 5 部 | 1. | | |
| 2 採取見取図（周辺のおよそ 300メートル）…………… 5 部 | 2. | | |
| 3 採取計画図（縮尺 1/500～1/1,000）……………各 5 部 | | | |
| (1) 実測平面図（求積図を含む） | 3-(1) | | |
| (2) 実測横断面図（計画地盤面を記載すること） | 3-(2) | | |
| (3) 実測縦断面図（同上） | 3-(3) | | |
| 4 土量計算書…………… 5 部 | 4. | | |
| 5 砂利採取業者登録通知の写し…………… 1 部 | 5. | | |
| 6 土地関係書類……………各 1 部 | | | |
| (1) 土地の登記簿謄本（採取，埋戻し用土砂） | 6-(1) | | |
| (2) 他人の土地である場合は，契約書又は同意書の写し（採取，埋戻し用土砂） | 6-(2) | | |
| (3) 地積図（又は字図） | 6-(3) | | |
| 7 運搬の方法 | | | |
| (1) 砂利及び埋戻し用土砂の運搬経路…………… 5 部（5 万分の 1 の位置図に朱書きのこと） | 7-(1) | | |
| (2) 私有地通行の場合は，同意書の写し…………… 1 部 | 7-(2) | | |
| 8 災害防止及び跡地整備についての連帯保証書類…………… 1 部 | 8. | | |
| 9 申請者（法人にあっては，その業務を行う役員を含む。）及び事務所に置く業務主任者の誓約書並びに生年月日を証する書面…………… 1 部 | 9. | | |

III 他法令に基づく許認可・届の写し…………… 1 部

砂利の採取に先立ち，次の関係法に基づく許認可・届が必要となる場合があるので，砂利採取計画認可申請前にそれぞれの許認可・届の必要の有無について，（ ）の担当者の指導を受け，その結果を次の点検表に記入すること。

なお，該当がある場合は，許認可書又は許認可申請書，あるいは届出済であることを証する書面（いずれも写し）を添付すること。

| 法令名 | 結 果 | ※ |
|-----------------------|----------------------------|---|
| 農地法（市町村農業委員会） | 該当（有・無） 月 日（ ） | |
| 森林法（振興局・支庁） | 該当（有・無） 月 日（ 林務水産課） | |
| 自然公園法 （国立公園は市町村役場） | 該当（有・無） 月 日 市役所 町村役場 | |
| ” （国定・県立は地域振興局・支庁） | 該当（有・無） 月 日（ 土木建築課） | |
| 国土利用計画法（市町村役場） | 該当（有・無） 月 日（ ） | |

※県チェック欄（申請者は記入しないこと）

| | | |
|----------------|-------------|-------------|
| ○自然環境保全法（市） | ○文化財保護法（市） | ○都市計画法（土） |
| ○河川法（土） | ○海岸法（土） | ○港湾法（土） |
| ○漁港法（土） | ○国有財産法（土） | ○砂防法（土） |
| ○地すべり等防止法（土・農） | ○水質汚濁防止法（県） | ○大気汚染防止法（県） |
| ○騒音規制法（市） | ○振動規制法（市） | ○土壤汚染対策法（県） |

（注意事項）

- 1 採取計画認可書類提出時に，この点検表によりチェックすること。
- 2 この点検表は，採取計画認可申請書正本に添付すること。
- 3 ※欄は，県チェック欄につき記入しないこと。